

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	特定口座の利便性向上に向けた所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	1 以下に掲げる上場株式等について、一定の要件のもと、特定口座への預け入れを可能とする措置を講ずること。 ① 法人の合併等により交付を受ける上場ＣＢ（転換社債型新株予約権付社債） ② 株式投資信託等の受益権の分割又は併合により新たに取得する受益権 ③ 外国法人が行う組織再編等により取得する上場株式 ④ 自社株等を対価とするＴＯＢにおいてＴＯＢ対象会社株主が交付を受ける上場株式 2 特定口座の「みなし廃止制度」を廃止すること。 3 特定口座開設届出書等について、電磁的方法による届出を可能とすること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 個人投資家の参加拡大を図る観点から、特定口座に関する利便性の向上に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。 (2) 施策の必要性 特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度である。 平成 15 年 1 月の制度開始以来 9 年半の間に、特定口座数は約 2,300 万口座（平成 24 年 6 月末時点）となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。 しかしながら、今回要望する上場株式等は、現在、特定口座の預け入れ対象として法律上認められていないため、投資家は、自身の手で確定申告する必要がある。 特定口座への預け入れ範囲を拡大することにより、個人投資家の納税事務の負担を軽減し、個人投資家が投資しやすい環境を整備するとともに、みなし廃止制度の廃止、特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とすることにより、特定口座の利便性の向上を図るものである。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）		－ 百万円 （ － 百万円）

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		政 策 の 達 成 目 標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	新規要望のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	4,591万人（平成23年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成23年度株式分布状況調査」
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	要望の措置は、個人投資家の納税事務、特定口座開設手続の負担を軽減させるため、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	要望の措置は、個人投資家の納税事務、特定口座開設手続の負担を軽減させる簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	新規要望のため、該当せず。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	新規要望のため、該当せず。
	前回要望時の達成目標	新規要望のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新規要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯		特定口座の預け入れ対象となる範囲の拡大については、これまでも要望を行っている。